



## 整復師の施術 国保が使えない場合があります

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術には、その負傷原因や症状などによって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

国民健康保険の対象と認められなければ、施術料は全額自己負担となりますので、施術を受ける前に柔道整復師とよく相談しましょう。

### 国保Q&A

**Q** 保険治療の対象になるのはどんなとき？

**A** このようなときが該当になります。

- ・急性などの外傷性の打撲、捻挫、および挫傷（肉離れなど）、骨折、脱臼
- ※骨折、脱臼については医師の同意が必要です（応急処置を除く）。
- ・骨、筋肉、関節のケガや痛み

で、その負傷原因がはっきりしているとき。

**Q** 保険治療の対象にならないのはどんなとき？

**A** このようなときは対象外になる可能性があります。

- ・単なる（疲労性・慢性的な要因）肩こりや筋肉疲労、季節の変わり目による体の痛み。
- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術。
- ・保険医療機関で同一の部位の

治療、シップや痛み止めなどの処方を受けている時。

・ケンカや交通事故など第三者が原因となるもの。

※役場に届け出が必要です。

・家族の付き添いで来たついでに施術。慰安目的のあん摩、マッサージ代わりの利用。

**Q** 柔道整復師の施術を正しく受けるには？

**A** 次の4つを守りましょう。

1. 負傷の原因を正しく伝える。
2. 療養費支給申請書の内容（負傷部位・理由・治療日など）をよく確認し、自分で記入し捺印する。
3. 領収証をもらい保管する。
4. 治療が長引く場合は一度医師の診断を受ける。

### 治療内容についてお尋ねすることがあります

国保被保険者の方が、国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、施術の内容確認のため、「**整（接）骨院の施術内容調査票**」を送付させていただきます。

領収証を保管していただき、照会がありましたら、国民健康保険事業の適正な運営のためにご協力とご回答をお願いします。

## 巡回特定健康診査のお知らせ

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

社会保険に加入されている被扶養者の方を対象とした、巡回特定健康診査を左記のとおり実施しますので、対象となる方は受診してください。

■開催日時 11月20日(火)

■受付時間 午前9時30分～11時30分

■会場 芝山町役場南庁舎

### ■対象者

健康保険組合・全国健康保険協会（協会けんぽ）などに加入している被扶養者

■健診費用 受診券に記載

■持参する物

受診券・保険証（受診券は、加入中の社会保険にご確認ください）

■内容 特定健康診査

■詳細の問合せ

（一社）千葉衛生福祉協会

千葉診療所 健康管理部

☎043-1224-2016

Fax 043-1224-2605

## 文化財めぐりウォーキングの開催について

保健センター ☎77-1891

神崎町の文化財を見学しながら、約3キロメートルのコースを歩きます。

■開催日時 11月16日(金)

午前9時～

午前9時15分受付

■集合場所 保健センター

■見学場所 神崎神社・西

の城貝塚

■参加費 無料（昼食代は

自己負担）

■定員 15人

■申込み 保健センター

■締切り 10月26日(金)

■主催 芝山町保健推進員

協議会

# 年金

## 国民年金 障害のある方をサポート

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

障害基礎年金は、年金加入者が病気やけがで障害を負ったときに受け取れる年金です。障害の程度などによって、受け取る年金額は変わります。

### ■支給要件

次の全ての条件を満たしたときに支給されます。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が、次のいずれかの間にあること。

- ・国民年金加入期間
  - ・20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間
- ※老齢基礎年金を繰り上げて支給している方を除きます。

②障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日（初診日から1年6カ月経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日）または20歳に達したときに、障害等級の1級または2級の状態になっていること。

③初診日の前々月までに保険料を納めた期間、保険料の免除期間、納付猶予期間、学生納

### ■受け取れる年金額

付特例期間の合計が、加入すべき期間の3分の2以上あるか、直近1年間に保険料の未納がないこと。または20歳前に初診日がある場合。

- 1級・・・974,125円
  - 2級・・・779,300円
- 受給者に生計を維持されている子がいる場合は、加算があります。
- ・1人目・2人目：各224,300円
  - ・3人目以降：各74,800円

【注意】保険料の未納期間があると、障害になった場合でも支給できなくなる可能性があります。納付が難しいときは免除制度を利用できる場合がありますので、まずはご相談ください。

### 詳しいお問い合わせは

ねんきんダイヤル  
☎ 05701051165

# 防災

## コミュニティ助成事業 地域の安全のために

☎ 総務課 行政係 ☎ 77・3903

町では、宝くじの助成金（コミュニティ助成事業）を受けて、機能別消防団員の安全装備の充実を図るために編上安全靴を整備しました。

今回整備されたのは合計69足の編上安全靴で、機能別消防団員の所属する消防団各部に配備されました。今後、消防団員が災害時に活動する際の安全が確保されることが期待されます。

※コミュニティ助成事業とは、宝くじの社会貢献献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源に実施している事業です。



▲クーちゃんマーク



## 献血にご協力をお願いします!

☎ 保健センター  
☎ 77-1891

保健センターに千葉県赤十字血液センターの移動献血車が来て献血を行います。医療に必要な血液は、まだ人工的に造ることができず、献血による血液に頼っています。皆さまのご協力をお願いいたします。

- 日時 10月24日(水)  
午前10時～11時45分  
午後1時～2時
- 会場 保健センター

